平成２８年（フ）第３１９号
名古屋市名東区新宿１丁目222番地　ドリームハイツＢ棟101号、従前の住所愛知県岡崎市天白町字東池16番地１　サンシティイーストパーク天白502
債務者　平野　洋子
1　決定年月日時　平成28年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３２９号
名古屋市緑区松が根台122番地　セジュール松が根104号
債務者　内川　希茶
1　決定年月日時　平成28年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３５５号
名古屋市西区歌里町383番地　マンション豊島503号
債務者　美代　　環
1　決定年月日時　平成28年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３８６号
名古屋市緑区姥子山２丁目912番地　第二青友荘101号
債務者　簗瀬　龍二
1　決定年月日時　平成28年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３９７号
神戸市須磨区天神町２丁目２番３号
債務者　日髙美奈子
1　決定年月日時　平成28年３月29日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月３日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３４１号
大阪府門真市栄町20番５号　伸晃ハイツ303号
債務者　秋草　真悟
1　決定年月日時　平成28年３月29日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月３日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１４９号
兵庫県三田市すずかけ台２丁目34番地４
債務者　小杉　卓也
1　決定年月日時　平成28年３月29日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月３日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１８１号
神戸市兵庫区浜中町１丁目２番５－205号
債務者　渡島　壮博
1　決定年月日時　平成28年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月３日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１８２号
兵庫県三木市志染町御坂526番地の４
債務者　吉田いつみ
1　決定年月日時　平成28年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月３日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２１９号
神戸市北区南五葉２丁目４番31－404号
債務者　下里　時子
1　決定年月日時　平成28年３月29日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月３日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２９号
鹿児島県鹿屋市寿２丁目３番22号
債務者　児玉　和也
1　決定年月日時　平成28年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月６日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２８年（フ）第５５号
佐賀県小城市小城町293番地４
債務者　池田　哲也
1　決定年月日時　平成28年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第４６号
神奈川県足柄下郡湯河原町土肥５丁目14番地の22　Ｍａｅｄａ　Ｈｏｕｓｅ　202
債務者　上條　恵美
1　決定年月日時　平成28年３月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月９日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第１１４号
神奈川県平塚市見附町43番３－403号　誠心ビル、前住所神奈川県中郡大磯町国府本郷153番地　サニーコート湘南Ａ－202号
債務者　酒井　清江（旧姓森元）
1　決定年月日時　平成28年３月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月９日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第１２２号
神奈川県厚木市及川１丁目１番１－104号
債務者　石原　弘之
1　決定年月日時　平成28年３月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月９日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第２７５号
名古屋市港区春田野２丁目2201番地　ベイ・プレイスⅠ205号
債務者　**徳**島日美湖
1　決定年月日時　平成28年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３６４号
愛知県豊明市二村台３丁目３番地１　豊明団地45棟209号
債務者　荒木　利久
1　決定年月日時　平成28年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部